

四條畷市建設工事等請負業者選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事その他の業務の競争入札等をする場合の請負業者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格審査)

第2条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4及び第167条の5第1項（令第167条の11において準用する場合を含む。）の資格の審査（以下「資格審査」という。）は、本市入札参加資格有資格者名簿に登録されたものについて行うものとする。

(参加資格の制限)

第3条 資格審査の対象者のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、入札に参加させないことがある。

- (1) 令第167条の4第2項各号に規定する事実があった後2年を経過していない者
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者（法人市民税、個人市・府民税の滞納等）
- (3) 入札参加資格有資格者名簿に登録されるに当たり、重要な事項について虚偽の記載をし、又は登録後の重要な事実について届出をしなかった者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、四條畷市建設工事等請負業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が決定した事項に該当する者

(格付)

第4条 資格審査の結果、適確と認められた業者のうち、土木業者及び建築業者については業者格付表（別表第1）により、A、B及びCのいずれかの等級に格付するものとし、その他の業種の業者については選定委員会が特に必要と認める場合に格付を行うものとする。

(格付方法)

第5条 前条の規定による格付（以下「格付」という。）に当たっては、当該業者の建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の結果通知書に記載された建設工事の種類に係る土木一式又は建築一式の客観的事項の総合評点点数に、別表第2に定める加算点の点数及び次の各号に掲げる地域加算の点数の合計数値（以下「総合数値」という。）

により行うものとする。この場合の別表第2の区分の適用にあつては、四條畷市工事検査要綱第15条又は四條畷市工事主管課検査要領第14条に規定する工事成績評定（格付時点の前年度の工事に係る1件の契約金額が130万円を超える工事を対象とする。ただし、本市に本店を置く事業所にあつては、格付け時点前の3年度の期間中の内、直近の工事を対象とする。）により算出した評点の合計点数を当該工事件数で除して求めた平均評点によって区分の判定を行う。

- (1) 登録されている本店等を本市に置く業者（以下「市内業者」という。）のうち法人市民税又は市・府民税の滞納がなく、登録実績が2か年を経過しているものは、50点を加算する。
- (2) 登録されている支店等を本市に置き、従業員が常駐している業者（以下「準市内業者」という。）のうち法人市民税又は市・府民税の滞納がなく、登録年度が2か年を経過しているものは、25点を加算する。

（格付の有効期間）

第6条 格付の有効期間は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

（業者の選定）

第7条 請負業者の選定に当たっては、当該工事の種類に応じ、これに対応する等級に格付をされた有資格者から選定する。ただし、選定委員会において、特に必要があると認める場合又は格付しない業種の場合については、この限りでない。

2 請負業者の選定に際しては、次に掲げる事項に留意して行う。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 不誠実な行為の状況
- (3) 工事成績
- (4) 手持工事の状況
- (5) 技術者の状況
- (6) 当該工事に対する地理的条件
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年6月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条並びに別表第1及び別表第2の規定は、平成14年6月1日以後に行う競争入札について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年6月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成17年6月1日以後に行う競争入札について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

等 級 工事の種類		A	B	C
土木一式工事	総 合 数 値	700点以上	600点以上 700点未満	600点未満
	対 象 工 事 費	1億円未満	3千万円未満	1千5百万円未満
建築一式工事	総 合 数 値	700点以上	600点以上 700点未満	600点未満
	対 象 工 事 費	2億円未満	1億円未満	5千万円未満

等級Aは等級B・C工事に、等級Bは等級C工事に参入できる。

別表第2（第5条関係）

工事評点平均点	区 分	加 算 点
90点以上100点	Aと評価される工事	50点
85点以上89点	Bと評価される工事	40点
80点以上84点	Cと評価される工事	30点
75点以上79点	Dと評価される工事	20点
70点以上74点	Eと評価される工事	10点